

官民競争入札等監理委員会
第 43 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 43 回官民競争入札等監理委員会
議事次第

日時：平成 20 年 12 月 16 日（火）14:15 ～ 14:40

場所：首相官邸 4 階 大会議室

1 . 開 会

2 . 実施要項案について

- ・ 経済産業省企業活動基本調査実施要項
- ・ 民間向け研修運営業務実施要項
- ・ 情報処理技術者試験事業実施要項

3 . 官民競争入札等の入札実施済み事業の概況について

4 . 公共サービス改革基本方針の改定案について

5 . 閉 会

< 出席者 >

（ 委 員 ）

落合委員長、本田委員長代理、小幡委員、樫谷委員、小林委員、野原委員、
前原委員、渡邊委員

（ 政 府 ）

与謝野内閣府特命担当大臣、宮澤内閣府副大臣、松浪内閣府大臣政務官

（ 事務局 ）

藤岡内閣府審議官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、
森山参事官、森丘参事官、徳山企画官、山谷企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 43 回の「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の監理委員会は、宮澤副大臣及び松浪大臣政務官に御出席をいただいております。また、与謝野内閣府特命担当大臣には、後ほど御出席をいただくことになっております。

最初に、宮澤副大臣及び松浪大臣政務官からごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、宮澤副大臣からお願いいたします。

宮澤副大臣 初めて官民競争入札等監理委員会に出席させていただきました。8月の初めに内閣府の副大臣を拝命いたしまして、本日は公共サービス改革基本方針のとりまとめということで、本当にお世話になりましてありがとうございます。

私の方も、8月までは自民党の行革本部の事務局長をしばらくやっております。党の方の受け手ということで、いろいろ抵抗勢力のある世界でございますけれども、苦労した思い出がございます。

大変大事なことでございます。是非とも、これからも皆さん、一生懸命「市場化テスト」の推進に尽力していただきたいですし、我々もその応援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

落合委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、松浪大臣政務官からお願いいたします。

松浪大臣政務官 皆さん、こんにちは。政務官の松浪健太でございます。本日は皆様、これまでのとりまとめに、御労苦に心より敬意を表するものでございます。

私の方は、内閣府の大臣政務官をする前には厚労省の方で厚生担当の大臣政務官をやっておりまして、やはり目に見える形で官がやっていた部分を民がやれるということは国民にとっても非常にわかりやすい、やはり一歩一歩の政治の信頼回復、昨今は御承知のとおり大変な状況でございますので、こうした地道な積み重ねを我々もしっかりと皆様方のこの精査の内容を基にやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

落合委員長 ありがとうございました。

それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、全部で5つあるわけです。

最初は、経済産業省企業活動基本調査実施要項についてでございます。

第2番目が、工業所有権情報・研修館の民間向け研修運営業務の実施要項についてでございます。

3番目が、情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業の実施要項についてで、以上の3つが実施要項に関連したところでございます。

4番目が、官民競争入札等の入札実施済み事業の概況についてであります。

最後の5番目が、公共サービス改革基本方針の改定案についてとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、実施要項案の審議に入りたいと思いますが、本日審議いたしますのは3件であります。この3件の実施要項につきまして、本委員会で議を行うことにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がないようですので、そのようにさせていただきます。

最初に、経済産業省企業活動基本調査の実施要項並びに工業所有権情報・研修館の民間向け研修運営業務実施要項について御審議をお願いしたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしていただいていたわけですが、その審議の結果につきまして、小林副主査の方から2件続けて御報告をお願いいたします。

小林委員 小林でございます。2件御報告申し上げます。

まず、経済産業省企業活動基本調査でございます。この調査は、我が国の企業活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として平成4年から実施しているものでございます。

本基本調査につきましては、平成21年4月から3年間、落札者による事業を実施するというところで、公共サービス改革基本方針別表を改定する方向で検討しているところでございます。

このため、経済産業省より提出された実施要項案を入札監理小委員会で審議いたしましたので、資料1-1に沿って簡単に御説明いたします。

まず「1.サービスの質とインセンティブ」についてでございますが、サービスの質については、目標水準は100%、最低水準については過去直近3年の平均(80.1%)としておりますが、それではどうかについて審議いたしました。

まだ昨年からの民間委託を始めたばかりであり、今回の事業の実施状況等を見ながら、この設定方法でよいのか検討していくことにしております。

2番目に、インセンティブについてでございますが、金銭的なもの以外のインセンティブということで「表彰」ということも検討しておりますが、公共サービス改革法に基づかない民間委託との関係をどうするか、どこまでできれば表彰するのか等の検討課題があるため現段階での設定は難しいということで、今回は設定しないこととしております。

「2.入札参加資格」でございますが、これにつきましては2ページにございますとおり「A」の等級に格付けされているものにされておりますが、この格付けでよいかどうかについて検討いたしました。

対応といたしましては、入札説明会参加事業者7社はすべて「A」ランクでございまして、競争性の確保の面で問題はないということで、このまま「A」の等級ということにいたしました。

「3.落札者決定に当たっての質の評価項目」でございますが、その質の評価(必須項目)について求める必要があるのか、20年度の経験を踏まえて、どのような検討を行ったのかということで、20年度の事業の実施状況を検討いたしまして、適切な照会対応や回収率向上を図る上での必要な経験・資格であると考えられるという説明がありまして、アンケート調査業務、市場調査業務の審査・照会の実務経験を有する者の配置、更に、そのうち財務・経理での実務経験を5年以内に2年間以上

有する、あるいは日本商工会議所簿記検定２級以上の資格を有する、テレマーケティング業務の実務経験を有するということの資格については適当であることにいたしました。

その次の論点でございますけれども、プライバシーマークと情報セキュリティマネジメントシステムの両方の資格を必須項目として求めておりました。この点はパブリック・コメント等を踏まえまして、情報セキュリティマネジメントシステムのみを必須項目とし、企業の調査ということで、プライバシーマークの方は加点項目とするように変更いたしました。

以上が経済産業省企業活動基本調査実施要項案についてでございます。

続けてよろしいですか。

落合委員長 はい。

小林委員 次の工業所有権情報・研修館の民間向け研修運営業務でございますが、これについてはＩＮＰＩＴというふうに申しまして、資料２－１に基づきまして簡単に御説明いたします。

この研修業務は、３種類の研修の運営でございます。１点目は特許侵害警告模擬研修、２点目は特許審査基準討論研修、３点目は検索エキスパート研修でございます。この３研修の運営に係る業務全般ということで、業務について検討いたしました。

「１．民間事業者の創意工夫等」で、論点の１点目でございますが、入札実施要項の中で業務の実施に当たって事前にＩＮＰＩＴの承認を得ることを求めたりという、業務運営に関する介入が多い点を問題にいたしました。

この点につきましては、具体的な実施方向をＩＮＰＩＴで定めることや事前承認という手続はやめて、民間事業者自身の創意工夫が発揮できるように記載ぶりを全般的に修正しております。

論点の２点目としましては、ＩＮＰＩＴのこの研修の実施回数、受講者の定員の点でございます。この点につきましては、民間事業者が設定できるようにして創意工夫を生かすことができないかということを検討いたしました。

受講者数につきましては、一定の定員を定めておき、民間事業者が研修の質を損なわない範囲で、増員できることといたしました。また、実施回数については、受講料を徴収している場合、特許審査基準討論研修がそれに当たりますけれども、それについて民間事業者が追加実施できることとし、追加実施分は受講料収入全額を民間事業者に支払うことにしております。

論点３で、研修内容は専門性が極めて高いものでございますので、講師選定はＩＮＰＩＴが行うこととしておりますけれども、この点につきましても民間事業者の創意工夫の余地を設けるべきではないかという検討をいたしました。

講師については、ＩＮＰＩＴから候補者リストを提示していただき、その中から民間事業者が選定することといたしましたが、企画書において講師候補者の推薦も可能とするようにしております。

「２．委託費の支払いについて」でございますけれども、これについても、委託費に含めて、コストの競争性を働かせるべきではないかという点につきまして、立替え払いをして、後日ＩＮＰＩＴに請求することになっているものにつきましても、すべて委託費に含め、競争性を働かせることにしております。

「３．従来の実施に係る情報開示について」でございますが、各開催における受講者数と受講料

免除者数、受講料収入の実績をわかりやすく示すべきではないか。入札参加の事業者に対して十分な情報を開示すべきではないかということで、受講者数、受講料免除者数、受講料収入をまとめた表を追加して、事業の実施状況についてわかりやすく示しております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま小林副主査から御報告いただいたわけですが、これら2件の実施要項案について了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異存はありませんので、そのようにさせていただきます。

続きまして、情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業の実施要項について御審議をお願いいたします。

これは、入札監理小委員会では榎谷主査が担当されておられたところですので、まず榎谷主査からの御報告をお願いいたします。

榎谷委員 榎谷でございます。資料3-1に基づきまして御説明したいと思います。

独立行政法人情報処理推進機構が行っております情報処理技術者試験事業というものがあるわけですが、今回はこの試験のうち、広島試験地における試験実施について民間競争入札を行って、来年秋の試験から民間事業者にやらせようということでございます。

そこで、このポイントでございますが、まず「1.入札の対象となる試験実施事業について」ですけれども、まず大体、試験場の確保というものは1年以上前からやらないといけないということですので、既に機構が来年の秋のものについても恐らくある程度手当てをしているということでございますので、初年度の確保のための情報開示は適切かどうか。

それから、2年が終わって、その次も今回選定される事業者にしていただかないとうまく流れが行かないわけです。ですから、次年度の試験会場の引き継ぎの問題はどうなのかということで、論点があります。

これに対して、機構の方で対応していただくということで、入札説明会において可能な限りの情報提供を行うとか、あるいは次年度以降の事業者への会場の引き継ぎについても、書面で行うとかという対応をしていただくことになりました。

「2.委託費の設定等」でございますが、委託費の支払方法については、100人とか、1,000人とか、1万人とかが受けるわけですけれども、当初では単価方式で採用されていたんですけれども、これが、申請者数が大幅に増えたり、大幅に減ったりするときに、民間事業者としては固定費の分が相当多いだろう。そうすると、固定費のカバーができないために民間事業者に過度のリスクを負わせることもありますので、総価方式に変更しております。つまり、全体額、大きな額でやるということでございます。

ただ、総価方式でやったときに、申請者がそれよりはるかに上回ったり、また、はるかに下回ったりしたときに、事業者には過度のリスクが生じたり、あるいは過度の利益が生じる可能性がありますので、機構の方にいわゆるマーケティングをしていただきました。そうすると、来年以降、それ

ほど増減はないだろうというような調査結果が出ましたので、委託費は総価方式で決定ということで、増減したときの委託費の調整条項は付さないことにいたしました。

「3. 実施期間について」でありますけれども、今回は平成 22 年の秋までなんですけれども、23 年度から一部の試験項目につきまして、C B T といって、コンピューターで使ってやるような試験ができるようになりました。したがって、当初の案では、この平成 23 年度の試験も民間競争入札の実施の範囲に入っていたんですけれども、これで C B T 方式を新たに採用したことによって受験者数が大幅に増えたり減ったりすることもあるとあって、恐らく民間事業者としては見積りがなかなか難しい、リスクが読めないだろうということもございまして、今回については平成 22 年 12 月までということで、23 年度以降の C B T 方式の採用の部分については対象外にいたしました。

「4. 情報開示について」で、これは各試験場とか試験室への受験者とか会場責任者等を張り付けたわけです。幾つの会場を手当てして、どういうふうに張り付けるのかというようなことにつきましては、入札参加者が見積りをするときに必要なだろうということで、これも開示すべきではないかということにつきましてはちゃんと対応していただきますということであります。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業の実施要項案につきまして、了承としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がありませんので、了承ということにいたします。

そういたしますと、御審議いただきました3件すべてにつきまして、異存がないということになります。

ただし、経済産業省企業活動基本調査実施要項及び情報処理技術者試験事業につきましては、今回の基本方針の改定にも盛り込まれている案件であるということですので、先方への公文書の発出は、基本方針の閣議決定を待って行うことにしたいと思います。

続きまして、官民競争入札等の入札実施済み事業の概況についてというテーマであります。これは事務局より御説明をお願いいたします。

関参事官 それでは、お手元の資料4をごらんいただきたいと思っております。

これまで、いろいろ御審議いただいた結果といたしまして、とりあえず、今まで20事業ほど入札が実施されたところでございます。そういう実施状況について、これからはいろいろフォローアップしていきたいと思っておりますけれども、とりあえず、その第1弾ということで、今回は一覽的に比較可能なデータとして、落札金額とか入札参加企業を挙げてみました。今後いろいろな工夫をしてまいりたいと思っております。

上にございますが、入札実施済み事業数が20、入札件数は延べで120件ございまして、入札参加者数は延べで503社でございます。1入札当たりの平均参加者数は4.2という数字が出てございまして、それなりに多くの企業の関心も集めつつあるかというふうに私どもは受け取ってございます。

コストの方を比較いたしますと、従来の実施に要した経費が140億円で行われておりました。落札金額を合計いたしますと約60億円となっておりまして、5割超の削減ということが出ております。

勿論、今後の評価に当たりましては、コストだけではなくて、サービスの質も踏まえながら行わなくてはならないということを考えてございます。

その下に主な分野についての内訳を挙げてございます。これまでの入札を実施した案件についての主な分野ということございまして、今後は更に施設の管理とか、あるいは、今、御審議いただいた試験の実施などいろいろな事例が積み重なってくると思っております。

簡単ですが、以上とさせていただきます。

落合委員長 ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

それでは、続きまして、公共サービス改革基本方針の改定案についての御審議ということになります。

事務局から前回以降の調整状況等について御説明をお願いいたします。

佐久間事務局長 それでは、お手元の資料5-1、資料5-2で御説明申し上げます。

前回、関係府省との調整を経た案につきまして御審議をいただきました。御了承いただいたものにつきまして、関係方面と調整を行ってまいりましたが、これまでの間、特に異論は出ておりません。したがって、今回お配りしてある案は前回御審議いただきまして御了承いただいた案と同じものとなっております。

私の方からは以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革基本方針の改定案につきまして、本委員会として了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がありませんので、公共サービス改革法第7条第6項の規定に基づきまして内閣総理大臣から付議されました公共サービス改革基本方針の改定案について、監理委員会としては了承いたします。

(与謝野内閣府特命担当大臣入室)

落合委員長 それでは、内閣を代表して御出席いただきました与謝野内閣府特命担当大臣に、私から公共サービス改革基本方針を手交させていただきたいと思っております。

(落合委員長より与謝野内閣府特命担当大臣に公共サービス改革基本方針を手交)

与謝野内閣府特命担当大臣 どうもありがとうございました。

落合委員長 監理委員会としては、公共サービス改革のさらなる推進に向けまして、本制度の積極的な運用を強く期待するものでございます。

それでは、基本方針案の了承に当たりまして、与謝野内閣府特命担当大臣からごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

与謝野内閣府特命担当大臣 与謝野馨でございます。

今回おとりまとめいただきました、公共サービス改革基本方針の改定案は、委員の皆様方が関係

各省庁と非常に精力的に御議論をいただいた結果、また、成果であると私どもは考えております。

公共サービス改革法の施行以来「市場化テスト」の対象分野は拡大してきておりまして、よりよい公共サービスの実現に向けて成果が積み重ねられつつあると考えております。

落合委員長始め委員の皆様方の今後とも御協力を心からお願い申し上げまして、御礼とごあいさつとさせていただきますと思います。

本当にありがとうございました。

落合委員長 ありがとうございました。

それでは、今度の監理委員会が了承いたしました基本方針案でございますが、今回の改定によりまして、新たに 11 の事業を追加することができました。そのうち、特に刑事施設関連業務につきましては、公権力の行使を含んでいるものでありますけれども、これについて「市場化テスト」の導入ができるようになったということでございます。そのほか、従来から対象としておりました社会保険庁の国民年金保険料収納事業につきましては、今回すべての社会保険事務所を対象箇所として拡大することができました。

それから、公共サービス改革法が施行されて 2 年が経過したわけでありまして、その結果、ということが現出されているかと申しますと、入札済み 20 事業の 1 年当たりの経費が従来約 140 億円から約 60 億円へと 5 割強削減することができました。入札の参加者も 1 事業につき平均 4 者と、民間事業者の関心も非常に高まっております。このように公共サービスの改革を前進させるために、本委員会としても引き続き実施状況の把握に努めたいと考えております。

しかし、他方、残念なこともございまして、一部事業につきまして、担当省の、私どもから見ますと著しく妥当性を欠いた主張がなされて、それに対する公共サービス改革の実施が延期されたという事例がございました。これは非常に遺憾なことであります。この点につきましては監理委員会として、本日、後ほど行われます記者会見におきまして委員長見解を表明したいと考えております。

私ども「市場化テスト」を 2 年強やってきたわけでございますけれども、やはり政治のリーダーシップというものが強い支えになって初めて大幅な前進が可能になると考えております。勿論、本委員会としても全力を挙げて今後とも頑張るつもりではありますけれども、是非、政治のリーダーシップの力強い支援を今後ともよろしくお願いしたいと思います。

この基本方針案の了承に当たりまして、若干、このバックグラウンドあるいは現況につきまして御報告させていただきました。

与謝野内閣府特命担当大臣 ありがとうございます。

落合委員長 それでは、本日の監理委員会はこれで終了ということになります。本日はお忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございました。